

喜多方市立第三小学校いじめ防止基本方針（別紙）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

【具体的ないじめの様態（例）】

（1）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- 身体や動作に関わることについて、不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- 本人が嫌がるあだ名で呼ばれる。
- 存在を否定される。
- 考えなどを聞かず、理不尽な要求をされる。

（2）仲間はずれ、集団による無視をされる

- 対象の子が来ると、その場からいなくなる。
- 合理的な説明なしに、遊びやチームに入れない。
- 座席を離される。

（3）ぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする

- わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- たたく、殴る、つねる等をされる。
- 遊びと称して、プロレス等の格闘技の技をかけられる。

（4）金品をたかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- 恐喝やたかりをされる。
- 物を売りつけられる、「借りている」と称して返さない。
- 持ち物を盗まれたり、隠されたり、捨てられたりする。
- 持ち物に落書きをされたり、破かれたり壊されたりする。
- 靴や持ち物などに、画鋲やカッターの刃、ガムなどの傷害や破損の恐れがある物を入れられたり置かれたりする。

（5）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- 使い走りをさせられたり、万引や恐喝を強要させられたりする。
- 登下校時などに、合理的な理由なく荷物を持たせられたりする。
- 笑われるようなことや恥ずかしいことを、無理やりやらされる。
- 衣服を脱がされたり、髪の毛を切られたりする。

（6）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- パソコンやスマートフォン、携帯電話等の掲示板やブログなどで誹謗中傷される。
- スマートフォンや携帯電話等で、誹謗中傷を広められる。
- いたずらや脅迫のメールなどが送られる。

※ 誹謗中傷とは、根拠のない悪口を言いふらして他人の名誉をおとしめる行いのこと。

※ 誹謗とは、「人の悪口を言うこと」であり、中傷とは、「根拠のない内容で人をおとしめること」である。

2 重大事態

【重大事態とは】

(1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患が発症した場合

(2) いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に入ることが必要である。